

上三川町の農家の皆様へ
農業資材等の価格高騰に対する支援を行います
～令和5年度 上三川町原油価格・物価高騰対策農業者支援事業交付金～

原油価格及び物価の高騰による影響を受けている農業者に対し、物価高騰等による影響を緩和することを目的に「原油価格・物価高騰対策農業者支援事業」を行います。

○ **対象者** (次の「1」から「5」すべてに該当する個人または法人)

1. 上三川町に住民登録があり、かつ、主に町内で営農している個人または、町内に登記上の主たる事務所を有し、かつ、主に町内で営農している農地所有適格法人（以下「農業者」という）。
2. **令和4年分農業収入が50万円以上である申告をしている**、又は、上三川町農業再生協議会に提出した「令和5年度経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書兼水稻共済耕地等情報申告書」（水田の営農計画書）に記載されている**水田耕作面積が1ヘクタール以上（受託面積含む）である**農業者。
3. 今後も農業経営を継続する意欲があること。（同一世帯内での経営移譲も含む）
4. 「令和5年度上三川町エネルギー価格等高騰対策支援金」を申請する農業者にあつては、農業に係る経費を当該支援金の交付対象経費として計上していないこと。
5. 町税の滞納がないこと。

○ **受付期間**

令和5年10月2日(月)から令和5年12月22日(金)

(土・日・祝日を除く)

午前8時30分から午後5時 ※正午～午後1時を除く

○ **受付窓口** (申請用紙をご用意しております。)

- ・ 上三川町役場 農政課
- ・ JAうつのみや上三川営農経済センター 営農課

「裏面もご覧ください」

○ 交付金額

次の掲げる区分に応じた金額を交付します。ただし、複数区分に該当する場合は金額が多い方とする。

交付区分	交付金額
令和4年分農業収入が50万円以上 又は、水田耕作面積が1ha以上の農業者	30,000円
令和4年分農業収入が50万円以上 かつ、認定農業者（認定新規就農者）	50,000円
令和4年分農業収入が50万円以上 かつ、水田耕作面積が10ha以上の農業者	100,000円
令和4年分農業収入が50万円以上 かつ、認定農業者のうち畜産業を営む農業者	

○ 申請の際にご用意いただくもの

- ・振込先が確認できるもの（通帳の見開きページの写し）

☆ 申請方法については町ホームページ

でも公開しております。

（ <https://www.town.kaminokawa.lg.jp/> ）



【お問い合わせ先】

上三川町農政課 農産園芸係

電話：0285-56-9138

メール：nousei01@town.kaminokawa.lg.jp